

工事番号 第4号

野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事 現場説明書

奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課

現場説明書記載項目

第 1 章 概要

第 2 章 入札注意事項

第 3 章 特記事項

第 1 章 概要

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工事番号 | 第 4 号 |
| 2 | 工事名 | 野外活動センター第 2 センター敷地内給水設備改修工事 |
| 3 | 工事場所 | 奈良市都祁吐山町 地内 |
| 4 | 工事概要 | 敷地内給水配管及び受水槽を更新するとともに、補助塩素注入装置を設置

上記工事に伴う機械及び電気設備工事 |
| 5 | 竣工期日 | 平成 2 4 年 2 月 2 9 日 |
| 6 | 概成工期 | 平成 年 月 日 |
| 7 | 部分竣工の有無 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| 8 | 部分使用の有無 | 有 ・ <input type="radio"/> 無 |

第2章 入札注意事項

- 1 入札日時は、平成23年11月15日（火）午前10時00分。
入札場所は、奈良県庁舎3階 第31会議室。
入札書の宛名は、『奈良県知事 荒井正吾』です。
代理入札をする場合は、委任状で代理人を選定してください。
（委任状の宛名も『奈良県知事 荒井正吾』です。）
- 2 入札書は封筒に入れ、封筒の表に入札書在中と明記し、併せて工事名・工事場所・業者名を記入してください。
代理入札をされる場合は封筒の表に代理人名も記入してください。
封筒は、代表者印又は代理人の印で封印してください。
- 3 設計図書等に対する質問の応答（入札手続きに関する事項を除きます。なお、入札手続きに関する事項は、青少年・生涯学習課にお問い合わせください。）
 - （1）質問は「質問書」により電子メールで提出して下さい。
なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。
（質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。）
 - （2）受付年月日・時間等

日	時	平成23年11月1日（火）
		午前10時00分～午前11時00分
送付先		くらし創造部青少年・生涯学習課
		生涯学習係 担当者 住本、中谷
電話番号		0742-27-9832（直通）
E-mailアドレス		seisyo@office.pref.nara.lg.jp
 - （3）質問回答書の閲覧年月日・場所
質問があった場合は、平成23年11月8日（火）に奈良県土木部公共工事契約課ホームページに掲載します。
- 2 設計図書等の返還
現場説明用図面データ（CD-R）は、平成23年11月15日（火）までに郵送又は持参により返却してください。
なお、入札日に返却の場合は、入札会場で返却することもできます。
- 3 建設業退職金共済制度の掛け金
落札者は、契約の締結に際しては中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金機構の奈良県支部に納入し、機構発行の掛金収納書を提出してください。
（機構奈良県支部：奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内 TEL0742-22-3345）
- 4 この工事の入札結果により、同一業者が、同一工事区域又は工事区域が連結した場所で、かつ工期が重複又は継続した工事を施工することとなった場合は、協議なく共通費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）を再計算し、請負額を変更することがあります。
- 5 現場説明用図面データの利用に当たっては「現場説明用図面データ利用規程」を遵守してください。

- * 建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品及び道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）（以下「3品目」という。）の使用については次に示す①から③の時期に監督員の指示する報告書を監督員に提出してください。
 - ①工事着手前
 - ②報告書に変更・追加が生じた時
 - ③竣工検査前
- * 3品目で奈良県産品が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、報告書に併せて監督員の指示する書面にその理由を付して監督員に提出してください。

(7) 安全対策

- * 工事期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えないよう万全の処置を行ってください。万一破損を生じた場合は、原形に復してください。
- * 工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、及び監督職員などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。
 - ・本工事の交通整理員は、工事期間中延べ 人とします。
 - ・当該施設は常時不特定多数の人々が使用する施設ですので、安全等については、十分留意してください。（特に、資材の搬入・搬出については施設管理者と十分協議してください）

(8) 工事用道路・車両

- * 工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に工事関係車の出入りには必ず誘導員を立て交通渋滞や一般県民などへの災害に留意してください。
- * 工事関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し、道路等を汚さないでください。また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。
- * ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。

(9) 仮設

- ・指定仮設工事を含みます。
設計図 図番 によります。

(10) 建設発生土の処理

- 建設発生土の抑制に努めてください。処理については特記仕様書の該当項目によります。

(11) 発生材の処理

- 特記仕様書の該当項目により適正に処理してください。

(12) 建設工事イメージアップ

- ・建設工事のイメージアップに努めてください。
設計図 図番 によります。

(13) 工事用電力・水道等

- 構内既存施設の利用は以下によります。
 - イ. 既存電気設備の利用 ○出来ない ・出来る（・有償・無償）
 - ロ. 既存水道設備の利用 ○出来ない ・出来る（・有償・無償）
- * 有償の場合は、監督員立会のうえ参考メーターを取り付けてください。

* その他条件 ()

- ・本受電又は開栓後、引き渡しまでの電気料金、水道料金等は下記によります。

	基本料金	使用料金
・電気	・含む ・含まない	・含む ・含まない
・水道	・含む ・含まない	・含む ・含まない
・ ()	・含む ・含まない	・含む ・含まない

- ・本受電後、引き渡しまでの電気主任技術者選任（委託）に係る費用は請負者の負担とします。
- ・工事負担金 () 円) を含みます。
() 円) を含みます。

(1 4) 他工事との関連

- ・他工事についての工事工程及び納まり等は、事前に監督員及び関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。
- ・本工事は出合丁場となるので、工事工程・納まり等は、事前に関係者と協議のうえ工事の円滑な進捗を図るとともに、安全協議会を設立し災害防止に努めてください。
- ・本工事は、予定敷地（施設）において施工中及び施工予定の工事があります。進入路、仮設等関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。

(1 5) 分離発注工事

- ・本工事と関連する分離発注工事
- ・工事期間中における工事進入路（敷地内外共）の維持・補修・第三者への対応、工事現場内外の安全・衛生管理及び各請負者間の工程調整を行い、相互の工事が円滑に進捗するよう安全協議会を設置し災害防止を図ってください。
- ・各請負者間の総合打合せを週1回以上行い、工事内容の連絡・工程調整・施工図面等による確認をして、十分に連絡調整を図ってください。
- ・各請負者は、工程表（週間・月間・全工程）を作成して監督員の承諾を受けてください。なお、工程表作成の際は、事前に各工事請負者間で工程を調整してください。
- ・各請負者は、協力して敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を行ってください。

(1 6) その他

- * 工事目的物及び工事材料等を火災保険、その他保険に付してください。なお、その保険の加入期間は、原則として、工事着工の日から工事完成期日後14日としてください。
- * 設計変更が生じる場合、当該設計変更に係る積算は、奈良県土木部建築工事積算基準を採用するものとします。併せて、請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となったいわゆる請負率を乗じて得た額とします。
- ・本工事は平成 年度から平成 年度までの継続工事であり、平成 年度末の出来高額は、 %とします。
- ・本工事は仮契約を締結し、県議会の議決があったときに、仮契約と同一条項により本契約を締結したものとします。
- ・施工計画書の提出において、別紙の「施工計画書現場組織表（様式1，様式2）」を2部ずつ提出してください。

- コンクリート工事の施工に当たり、別紙の「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」を従ってください。
- ・本工事にかかる建設工事請負契約書第25条第5項（「単品スライド」条項という。）の運用については、現在「鋼材類（スクラップ含む）等を対象としていますので、対象材料の価格上昇に伴い、請負金額を変更する場合があります。」
- ・足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい」安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て基準」の2の(2)手すり据え置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこととします。

(別紙2)

ダンプトラック等過積載防止対策要領

(目的)

第1条 この要領は、県くらし創造部が発注する公共工事の施工において、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプトラック等」という。）の過積載による違法運行を工事現場から根絶するため、工事請負者に対して行う措置等に関して必要な事項を定め、もって適正かつ円滑な工事の実施に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、県くらし創造部が発注するすべての公共工事のうち、ダンプトラック等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第2条及び同法施行令第1条で規定されており、主に次に示すものをいう。

ア 土、砂利（砂及び玉石を含む。）、碎石及びアスファルト・コンクリート等

イ アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等

(2) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。

この要領では、ダンプトラック等について、土砂等の積載量が自動車検査証に記載されている最大積載量を超えている場合を「過積載」とする。

なお、ダンプトラックのメーカー、車両により許容積載量に差違があるが、過積載の目安として、土砂及び碎石・アスファルト合材等の建設資材は均した状態で平ボディの荷台枠の高さまで、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊等は、その大きさ及び空隙等を考慮し一般的に荷台枠の上端から20cmの高さまでは定量による積載とみなす。

(過積載防止対策)

第4条 過積載を防止するため、工事請負者に対し次の各号に定める事項について措置等を行う。

(1) 特記仕様書等への記載

設計担当職員は、請負者への周知徹底のため、過積載防止対策について特記仕様書、現場説明特記事項等に記載するものとする。

(2) 施工時における指導

監督職員は、過積載が行われないう現場代理人等に対して指導するとともに、ダンプトラック等について随時点検を行い過積載防止に努めるものとする。

監督職員が現場において、第3条第1項第2号後段の目安とする量を超えて土砂等を積載している車両を確認した際には「過積載が疑わしい」と判断し、直ちに請負者へ当該車両の積載量に関する自重計等による計測を指示するとともに、改善を指示するものとする。

また、改善指示にもかかわらず、「過積載が疑わしい」行為が再発した場合には、積載量の徹底管理及び再発防止に向けた取り組みの強化について、請負者へ書面（指示書）により改善を指示するとともに改善報告書（様式1）の提出を求める。改善報告書の提出は、期限（おおむね2日程度）を定め、提出先は総括監督員とする。

(3) 工事成績の適切な評定

監督職員は、「過積載が疑わしい」行為に対し書面で改善指示を行った場合は、工事成績評定において厳格かつ適正に評定するものとする。

(4) 現場総点検の実施

監督職員は、国土交通省近畿地方整備局と連携して実施される「ダンプトラック過積載防止対策としての現場総点検」を通じて、請負者に対し必要な改善指導を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

平成 年 月 日

奈良県くらし創造部
青少年・生涯学習課 古市 秀俊 様

業者名：
代表者名：
(担当者名：)
電話番号

質問書

次の業務について、下記のとおり質問します。

業務番号： 第 4 号
業務名： 野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事

記

No.	質問内容

※青少年・生涯学習課 メールアドレス: seisyo@office.pref.nara.lg.jp

(別紙 1)

現場説明用図面データ利用規程

1. 目的・適用範囲

この規程は、奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課が現場説明時に貸与する図面データを利用する場合に適用し、設計図面の流出防止を図ることを目的とする。

2. 内容確認

データはPDF化していますので、Adobe Reader（バージョン7以上を推奨）で閲覧することができます。貸与されたCD-Rについては、速やかにデータの確認を行い、読み取りエラー等があった場合は速やかに現場説明書記載のFAX送付先担当者へ連絡すること。

3. データの利用

本工事の入札参加を目的とする以外は一切の利用を禁じます。

4. データの管理

- ・情報の漏洩が生じることのないよう、貸与を受けた者が責任を持ってデータ管理の徹底を図ること。
- ・Winny等のファイル共有ソフトをインストールしたパソコンおよびこれとネットワークで接続されたパソコンで使用しないこと。
- ・第三者が提供するインターネット上のオンラインストレージ（Yahoo!ブリーフケース等）へ複写しないこと。

(2) 貸与された媒体の管理

貸与を受けた者が責任を持って管理すること。

(3) LAN上での共有管理

以下の対策を行うこと。

- ・貸与された媒体から複写するデータは単一のフォルダにのみ記録すること。
- ・上記フォルダは隠しファイルとし、フォルダ名はデータの閲覧を必要とする者のみ伝達すること。
- ・上記フォルダ及びフォルダ内の全ファイルについてセキュリティ設定をおこない、データの閲覧を必要とする者が使用するログインユーザー名にのみアクセス権限を付与すること。

(4) 複写した媒体の管理

貸与を受けたデータを、取り外し可能な記録媒体（CD-R、MO等）に複写することは厳禁とし、やむを得ず複写を行う場合は（2）と同一の管理者が複写媒体の全数及び所持者を一元管理すること。

5. データの破棄

- ・貸与されたCD-Rは現場説明書に記載された日に返還すること。
- ・前項（3）および（4）に係る複製データについても同日に削除すること。

6. その他

データの流出などの不測の事態が発生または発生が疑われる事態となったときは、速やかに県担当者へ連絡すること。

適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項

1. 請負業者の責務

請負業者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、荷卸し以降の品質確保について責任を負うものとする。

2. 品質及び施工管理に関する事項

- (1) 生コンクリート工場の選定に関すること
生コンクリート工場の選定については、奈良県土木請負工事必携の「土木工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」に基づき選定すること。
生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。
- (2) 生コンクリート運搬に関することについて
 - 1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。
 - 2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。
 - 3) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。
- (3) 施工に関することについて
 - 1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督職員と協議し、了解を得ること。
 - 2) 加水及び加水の疑いが生じるような行為を行わないよう下請業者及び生産者（生コンクリート工場）を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。
 - 3) 降雨、降雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、少雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督職員と協議する。
 - 4) 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車（能力に余裕のある機種等）を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格（圧送施工技能士等）を有する業者が施工すること。

3. 遵守事項が守れなかった場合の措置

- (1) 品質に関わる措置
生コンクリートの加水行為等が判明した場合は、当該構造物の品質を確認し、除去等の改善措置を講じること。なお、加水行為を行った生コンクリート工場は、当該工事において使用しないものとする。
- (2) 運搬に関わる措置
運搬に関わる遵守事項が守れなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。

4. 改善措置の確認及び費用負担

- (1) 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。
- (2) 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、請負業者の負担とする。

5. 工事成績への適切な評価

違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。

奈良県くらし創造部施工体制確認調査実施要領（建設工事）

第1 目的

この要領は、奈良県くらし創造部が実施する建設工事に係る入札について施工体制確認調査を実施するために必要な事項を定め、もって公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

- (1) この要領において、「施工体制確認調査」とは、建設工事の落札者を決定する際に、あらかじめ入札者の施工体制を確認する調査をいう。
- (2) この要領において、「最低制限価格」とは、地方自治法施行令第167条の10第2項（167条の13の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき設ける最低制限価格をいう。
- (3) この要領において、「最低価格入札者」とは、有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者をいう。

第3 契約審査会

- (1) 施工体制確認調査は、契約審査会（以下「審査会」という。）が行う。
- (2) 審査会は、会長及び委員をもって構成する。
- (3) 審査会の構成及び事務局は、別途定める。

第4 施工体制確認調査対象工事

施工体制確認調査の対象工事は、競争入札による建設工事のうち最低制限価格を設けた工事とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第1項（167条の12第4項及び167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（総合評価落札方式）の場合を除く。

第5 入札参加者への通知

入札執行者は、次の事項について公告、入札説明書及び指名通知書等において、入札参加者へ通知すること。

- (1) 施工体制確認調査を実施すること。
- (2) 入札が行われたのち、落札者の決定を保留し、施工体制確認調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 最低価格入札者で調査の対象となった者は、入札執行者の定める期限までに、第7に定める書類を提出しなければならないこと。提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 有効な入札を行った者は、資料の提出及び聞き取り調査に協力しなければならないこと。なお、この資料の提出及び聞き取り調査に応じない場合は失格となること。

第6 入札の執行

- (1) 入札の結果が確認されたのち、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、有効な入札を行った者に対して、施工体制確認調査を実施する旨を告げる。なお、最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより、調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）を決定するものとする。
- (2) 入札執行者は、有効な入札を行った者に対し、施工体制確認調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。
- (3) 入札執行者は、入札終了後、審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び有効な入札を行った入札者から提出された第7に定める資料を送付するものとする。

第7 施工体制確認調査の調査事項及び提出書類等

施工体制確認調査は次の各号に掲げる事項について実施するものとし、提出書類は別紙1に定めるとおりとする。また、提出書類に基づき聞き取り調査を実施する。聞き取り調査は、調査対象者の入札責任者及び配置予定技術者を対象とする。

- (1) 入札価格の積算内訳
- (2) 工程計画
- (3) 配置予定技術者の資格等
- (4) 品質確保体制（品質管理計画）
- (5) その他の必要な事項

第8 施工体制確認調査の実施

- (1) 入札執行者は、最低価格入札者から提出のあった第7に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。
- (2) 審査会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき速やかに施工体制確認調査を実施する。

第9 施工体制確認調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果、適正な施工の確保がなされると認められる場合の措置
 - ア 審査会は、調査対象者の施工体制により適正な施工が確保されると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。
- (2) 調査の結果、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合の措置
 - ア 審査会は、調査対象者の施工体制によっては適正な施工がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
 - イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）について、第8以降と同様の手続きを行い、落札者を決定する。ただし、次順位者が複数ある場合は、くじ引きにより聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）を決定のうえ、第8以降と同様の手続きを行い、落札者を決定する。この場合、複数の入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。

ウ 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合には、次の通知を行うものとする。

(ア) 当該落札者には、落札決定等の通知

(イ) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知

(ウ) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第10 審査会による適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定する基準

(1) 審査会は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第9（2）イにより、次順位者が施工体制確認調査の調査対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合

エ 積算内訳に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(2) (1)の外、審査会は、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第11 施工体制確認調査結果の概要の公表

入札執行者は、施工体制確認調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年6月1日から施行し、この期日以降に入札公告等がなされた工事に適用する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行し、この期日以降に入札公告等がなされた工事に適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、この期日以降に入札公告等がなされた工事に適用する。

ただし、第7（4）品質確保体制（品質管理計画）については、建築一式工事、土木設備工事、建築設備工事及び下水道設備工事を除く全ての工事に適用する。

別紙1

提出書類一覧

様式番号	様式名
様式1	施工体制確認調査報告書
様式2-1	積算内訳書
様式2-2	内訳明細書
様式3	工程計画

【書類作成、提出上の注意事項】

- 1 最低価格入札者で調査の対象となった者は、入札執行者が定める期限までに必要な書類を提出して下さい。
- 2 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。
- 3 書類の提出期限以降の訂正、差替え等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備がある場合(積算内容及び主任(監理)技術者の配置に影響しない軽微な不備を除く)は失格となりますので入念に点検して下さい。
- 4 要領第9に「審査会による適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定する基準」を示しています。調査に協力しない(書類を提出しない、聞き取り調査に応じないなど)場合など、この基準に該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認しておいてください。

提出書類は、1部とします。

様式1

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

印

担当者名

電話番号

施工体制確認調査報告書

下記工事について、施工体制確認調査に関する書類を提出します。提出書類の内容については事実と相違ありません。

記

- 1, 工事名 野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事
- 2, 工事番号 第 4 号
- 3, 工事場所 奈良市都祁吐山町 地内
- 4, 開札日 平成23年11月15日

※ 提出書類に不備(積算内容及び主任(監理)技術者の配置に影響しない軽微な不備を除く。)がある場合は、失格となります。提出書類の漏れの有無、記載内容等を十分確認のうえ、提出して下さい。

(様式 S 1)

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

奈良県知事 荒井 正吾 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号 _____

連絡先FAX番号 _____

平成23年10月24日付けで公告のありました野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事 第4号に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

・建設業の許可の状況（当工事に関するもののみ記入してください）

許 可 番 号	許 可 年 月 日	登 録 番 号

添付資料

1. 設計業務委託者との関連及び経営事項審査の結果を示す書面（様式 S 3）
2. 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式 S 6）
3. モラルに対する決意を記載した書面（様式 S 7）
4. 現場代理人報告書（様式 S 8）

(様式S3)

設計業務委託者との関連及び経営事項審査の結果を示す書面

1 この入札に係る設計業務の委託者との資本又は人事面における関連について

(1) 当該設計業務の委託者の発行済株式の保有率又は出資総額に占める出資率

%

(2) 代表権を有する役員が当該設計業務の委託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における役員の氏名

役員の氏名

関連があります。

上記のとおり当該設計業務の委託者と資本又は人事面について

関連がありません。

((1) 及び (2) に記入し (当該がない場合もその旨を記入) 、関連の有無についてどちらかに○を付けてください。)

2 経営事項審査の結果について

審 査 基 準 日
年 月 日

(総合評価通知書の写しを添付してください。)

(様式S6)

配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

氏名		(年齢 才)
所属 (会社名・部署名)		
採用年月日		年 月 日
法令による免許等		一級管工事施工管理技士 年取得 二級管工事施工管理技士 年取得 その他 () 年取得
工 事 経 歴	工事名	
	発注者	
	施工場所	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	
	工事概要	※工事種別「暖冷房衛生設備」に該当する内容の工事について記載してください。
	工事種別	暖冷房衛生設備工事
	従事役職	

※受注形態は単体又は共同企業体の別の記載してください。

※別表1に掲げる資格を証する書面、及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

※工事概要についてはできる限り詳細に記入してください。

(完成・引き渡しの完了したもののうち、できるだけ最近の工事実績を記入してください)

(様式 S 7)

モラルに対する決意

- 1 建設業法を遵守すること。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守すること。
- 3 その他建設業者として遵守しなければならない法律及び手続きについて誠実に対応すること。
- 4 暴力団又は暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、県又は警察へすみやかに届け出ること。

当社は上記の1から4までについて、誠実に取り組んでおり、今回の競争入札参加申請に当たっても、これらを遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

(様式 S 8)

現場代理人報告書

氏 名	(年齢 才)
所属(会社名)	
採用年月日	年 月 日

※3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

様式 1

入 札 書

金			億		百			千			円	円
---	--	--	---	--	---	--	--	---	--	--	---	---

- 1 工事番号 第4号
- 2 工事名 野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事
- 3 工事場所 奈良市都祁吐山町地内
- 4 入札保証金 免 除 円
ただし、現金 円
代用証券 円 (内訳別紙のとおり)

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 殿

入札者 住所 (所在地)

氏名 (名 称) 印

(代理人 印)

委任状

私は、
次の事項を委任します。

(印) を代理人と定め、

- 1 工事番号 第4号
- 2 工事名 野外活動センター第2センター敷地内給水設備改修工事
- 3 工事場所 奈良市都祁吐山町地内

上記工事の入札及び見積りに関する一切の行為を委任します。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒井正吾 殿

住所（所在地）

氏名（名称）

印

留意事項

1 入札書を入れる封筒表の記載事項及び封印について

(1) 封筒表の記載事項（当該入札の特定のため）

- ① 工事名
 - ② 工事場所
 - ③ 業者名（代理人名）
- を記載すること。

(2) 封筒の封印について

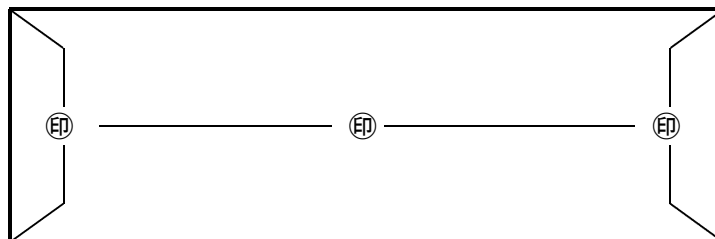
代表者の印又は委任を受けた者の印（どちらでも可）

例

表

入	札	書	在	中
奈良県知事	荒井正吾	様		
工事名		○	○	○
工事場所		○	○	○
業者名		○	○	○
(代理人名		○	○	○)

裏



2 委任状持参の場合の入札書・見積書の記入方法について 入札者の住所氏名欄の記載方法

入札者 住所 (会社の住所)
氏名 (会社名)
(代表者名)

(代理人：委任を受けた者の名 印)
委任状で委任を受けた者の印

注：委任状のある場合は会社印及び代表者印は不要